

令和 7 年度
鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金のご案内

鴨川市では家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため鴨川市内でエネファームの設置や電気自動車の導入に対して補助金を交付し、普及に努めています。（鴨川市補助金等交付規則及び鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に定めたもの）

1 申請期間

- （１）申請書提出順で、令和 8 年 2 月末日までに実績報告書の提出が間に合う期間。
- （２）受付時間は、土曜・日曜・祝日・年末年始を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとなります。

（３）年度の途中でも補助金の予算枠に達した時点で交付申請の受付を締め切ります。

- （４）この補助金は、着工前申請となっています。補助対象設備の設置工事着工後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

工事の着工は、申請書提出後に市から交付される交付決定通知書を受領した後に行ってください。申請から交付決定通知書の交付まで 14 日程度かかりますので、余裕をもった申請書の提出にご協力をお願いします。

なお、補助対象設備が設置された建売住宅については、住宅の引き渡しを受けた日を、また、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という）については、自動車検査証に新規に登録される日を、補助対象設備の設置工事着工及び完了の日とします。

※ 電気自動車等又は集合住宅用充電設備については、工事着工後の申請書の提出も可能となりました。詳しくは、「6 申請書の提出」をご覧ください。

2 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「3 補助対象設備を設置等する住宅」に記載されている市内の住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に次の表 1 に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令に準拠し導入する事業とします。

表 1 補助対象設備の種類及びその要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPG ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。

定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和５年度以降に実施する補助制度における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱設備	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するにあたり、国が令和５年度以降に実施する補助制度の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、１室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。 ※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。 （空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。） 補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等 ※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、１室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め窓の断熱設備の設置が必要となる。 ※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。 ※マンション等においては、１戸以上の窓の断熱設備の設置を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の、居住の用に供していない共用部分の窓の断熱設備の設置についても補助対象とできる。
電気自動車	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６０条第１項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第２条第２項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 （１）申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 （２）自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 （３）自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 （４）国が令和５年度以降に実施する補助制度において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自

	動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助制度において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
V2H充放電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助制度において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
集合住宅用充電設備	集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助制度において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。 (1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 (2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 (3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。 (4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V 対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。 (5) 充電用コンセントスタンド (4) を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

3 補助対象設備を設置等する住宅

市が補助する補助対象設備を設置等する住宅は、次の表 2 の補助対象設備ごとの要件を満たすものとします。

表 2 補助対象設備を導入する住宅の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
定置用リチウムイオン蓄電システム	（１）市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 （２）次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
窓の断熱設備	（１）窓の断熱設備の設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。 （２）次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。 イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。 ウ 補助事業を実施する者が管理する、市内に所在する共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）。
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	（１）市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 （２）市への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する

	市内に所在する住宅であること。 (3) 表6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。
V2H充放電設備	(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。 (2) 次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
集合住宅用充電設備	(1) 市内に所在する既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。 (2) 表6において、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができる旨の表示がされた案内板を確認することができるものであること。案内板の内寸は概ね400mm×400mm（国の補助制度で規定される大きさ）となっていること。

4 補助対象者

補助金の交付を受けることができる方は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ表3の共通要件及び表4の補助対象設備ごとの要件を満たす方とします。

表3 補助対象者の要件（共通要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
「2 補助対象事業」に記載されるすべての補助対象設備	(1) 実績報告の日までに、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。（集合住宅用充電設備を設置する場合を除く。） (2) 申請者（個人にあっては、同一世帯に属する者を含む。）に市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、一般廃棄物処理手数料、市営住宅の家賃、学校給食費、水道料金並びに本市が設置する幼稚

	園、保育所及び認定こども園に係る保育料の滞納がないこと。 (3) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。(所有権留付き割賦販売(残価設定型の契約を含む。))で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより設置等を行い、所有者がリース事業者等である場合を含む。) (4) 補助対象設備の設置等をリースで行う場合には、その設置等を行う者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、リース事業者は、その設置等を行う者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。 この場合において、リース契約は、次のいずれかを満たすことを要件とする。 ア リース期間が次に掲げる財産処分制限期間以上の契約となっていること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象設備</th><th>処分制限期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用燃料電池システム(エネファーム)</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>定置用リチウムイオン蓄電システム</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>窓の断熱設備</td><td>10年</td></tr> <tr> <td>電気自動車</td><td>4年</td></tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車</td><td>4年</td></tr> <tr> <td>V2H充放電設備</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>集合住宅用充電設備</td><td>5年</td></tr> </tbody> </table> イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に補助対象設備の設置等を行う者が補助対象設備を購入する契約となっていること。	補助対象設備	処分制限期間	家庭用燃料電池システム(エネファーム)	6年	定置用リチウムイオン蓄電システム	6年	窓の断熱設備	10年	電気自動車	4年	プラグインハイブリッド自動車	4年	V2H充放電設備	5年	集合住宅用充電設備	5年
補助対象設備	処分制限期間																
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	6年																
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年																
窓の断熱設備	10年																
電気自動車	4年																
プラグインハイブリッド自動車	4年																
V2H充放電設備	5年																
集合住宅用充電設備	5年																

表4 補助対象者の要件(補助対象設備ごとの要件)

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム(エネファーム) 又は定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 市内に住所を有する個人であること。 (市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。) (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、廃止前の鴨川市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱若しくは廃止前又は現行の鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備が表3中(4)に記載のある財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するに当たって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りではない。 (4) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する場合は、自己又は同一世帯に属する者が同種の県の補助を重複して受けていないこと。

窓の断熱設備	補助対象設備を導入する住宅が、表2「窓の断熱改修」の(2)ア又はイに該当する場合 (1) 市内に住所を有する個人であること。 (市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。) (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、廃止前の鴨川市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱若しくは廃止前又は現行の鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
	補助対象設備を導入する住宅が、表2「窓の断熱改修」の(2)ウに該当する場合 (1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。 (2) 補助対象設備を設置するマンション等において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、廃止前又は現行の鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	(1) 市内に住所を有する個人であること。 (市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。) (2) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が廃止前又は現行の鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
V2H 充放電設備	(1) 市内に住所を有する個人であること。 (市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。) (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、廃止前又は現行の鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。 (2) 補助対象設備の設置にあたって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定を受けていること。 (3) 同一の工事において、廃止前又は現行の鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。

5 補助対象経費と補助金の額

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち表5に示す経費、補助金の額は表6に示す額とします。

表5 補助対象経費

補助対象設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱設備	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。 ※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額とします。また、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とします。

表6 補助金の額

補助対象設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限7万円
窓の断熱設備	補助対象設備を導入する住宅が、表2「窓の断熱改修」の（2）ア又はイに該当する場合 補助対象経費×1／4 （上限8万円）
	補助対象設備を導入する住宅が、表2「窓の断熱改修」の（2）ウに該当する場合 補助対象経費×1／4 （上限8万円×改修を行う戸数 ただし、マンション等1棟につき、

	50万円を限度とする。)
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限15万円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限10万円
V2H充放電設備	補助対象経費×1/10 (上限25万円)
集合住宅用充電設備 (急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド)	住民のみ充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の 補助金額×1/3 (上限50万円×設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあつては、その口数))
	住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の 補助金額×2/3 (上限100万円×設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあつては、その口数))

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額となります。

補助金は、電気自動車等及び集合住宅用充電設備を除く補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回(個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸に限り1回、マンション管理組合による窓の断熱設備の設置にあつては1棟に限り1回)に限り交付します。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではありません。

補助金は、電気自動車等にあつては、導入する住宅において補助対象設備の種類ごとに、申請者ひとりに付き1回に限り交付します。

補助金は、集合住宅用充電設備にあつては、補助対象設備の種類ごとに、同一の工事に付き1回に限り交付します。

6 申請書の提出

- ・鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に表7及び表8に示す必要書類を添付して、設置工事着工日より前に環境課へ提出してください。補助対象設備の設置等をリースで行う場合は、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第2号様式)を提出することとし、「申請者」の欄は、リース事業者との連名となります。
- ・補助対象設備が設置された建売住宅については、住宅の引き渡しを受けた日を、また、電気自動車等については、自動車検査証に新規に登録される日を、補助対象設備の設

置工事の着工日とします。

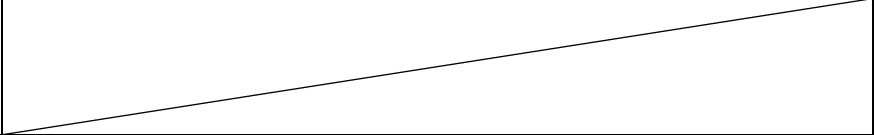
- ・着工は、申請書提出後に市から交付される交付決定通知書を受領した後に行ってください。申請から通知書の交付まで14日程度かかりますので、余裕をもった申請書の提出にご協力をお願いします。
- ・令和6年度から、電気自動車等を導入する場合で、契約後まもなく納車される場合については、納車後の申請が可能となりました。担当へ事前連絡をお願いします。
- ・集合住宅用充電設備を設置する場合は、申請前に設置工事等に着手することができます。その場合は、設置工事等が完了する前に申請書の提出をしてください。
- ・設置業者等代理人による提出は可能ですが、**郵送による提出は受付けられません**。代理人による提出の場合は、申請者と連絡が取れるようにしてください。

表7 交付申請書の添付書類（共通して必要となるもの）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
「2 補助対象事業」に記載されるすべての補助対象設備	(1) 別紙「補助対象設備の概要」を含みます。 (2) 「市税等納付状況等調査同意書」（第4号様式） (3) 工事請負契約書、売買契約書等の写し ・注文書と請書に別れている場合は、両方必要です。 ・契約書等に金額の内訳が記載されていない場合は、見積書等を添付してください。内訳書を任意様式で作成しても構いません。（補助対象経費の確認をしますので、「〇〇（設備名）一式」ではなく、設備本体、付属部品、工事費など、対象となる経費が確認できる内容としてください。） ・補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費、工事費等が確認できる書類及びリース契約書の写し (4) 貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式） ※補助対象設備の導入をリースで行う場合に限り必要。 (5) 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し ※補助事業を実施する者が法人である場合に限り必要。 (6) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類 ・型式、形状、容量など補助対象設備の要件が確認できるカタログ又は仕様書等の写し (7) 補助対象設備を設置等する住宅の位置図 (8) 確約書 ・申請時に鴨川市に住民票が無い場合に必要です。 ・マンション管理組合の代表者等が申請者の場合は、不要となる場合があります。 (9) その他市長が必要と認める書類

表8 交付申請書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
家庭用燃料電池シス	(1) 補助対象設備の設置予定図面

テム（エネファーム）、 定置用リチウムイオン蓄電システム、 V2H充放電設備	・補助対象設備のそれぞれの名称、位置がわかるように赤などで表示してください。 (2) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（カラー） ※住宅を新築する場合、設備が設置された建売住宅を購入する場合は不要です。 ・普通紙に印刷したものでも結構です。 ・写真若しくは用紙の余白に撮影年月日を付してください。
窓の断熱設備	(1) 補助対象設備の設置予定図面（平面図、立面図） ※詳細は当資料の巻末に記載されている「別紙（平面図・立面図の提出方法）」にてご確認ください。 (2) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（カラー） ※詳細は当資料の巻末に記載されている「別紙（平面図・立面図の提出方法）」にてご確認ください。 ・普通紙に印刷したものでも結構です。 ・写真若しくは用紙の余白に撮影年月日を付してください。 (3) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し ※補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。 (4) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し ※補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限り必要。
電気自動車 又はプラグインハイブリッド自動車	
集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備の設置予定図面 ・補助対象設備のそれぞれの名称、位置がわかるように赤などで表示してください。 (2) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（カラー） ・普通紙に印刷したものでも結構です。 ・写真若しくは用紙の余白に撮影年月日を付してください。 (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し (4) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等）の写し ※補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。 (5) 申請者個人の本人確認書類（免許証、個人番号カード、資格確認書、住民票等） ※補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。

	(6) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し
--	--

7 申請事項の変更

申請後に、内容に変更が生じた場合は、「変更（中止・廃止）」承認申請書（第6号様式）（補助対象設備の設置等をリースで行う場合においては、「変更（中止・廃止）」承認申請書（第7号様式）の提出が必要となります。提出前に担当課へご相談ください。

8 実績報告書の提出

- ・ 鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業実績報告書（第9号様式）に表9及び表10に示す必要書類を添付して、設置工事完了日から30日以内または令和7年2月末日のいずれか早い日までに環境課へ提出してください。補助対象設備の設置等をリースで行う場合は、住宅用設備等脱炭素化促進事業実績報告書（第10号様式）を提出することとし、「申請者」の欄は、リース事業者との連名となります。
- ・ 補助対象設備が設置された建売住宅については、住宅の引き渡しを受けた日を、また、電気自動車等については、自動車検査証に新規に登録される日を、補助対象設備の設置工事の完了日とします。
- ・ 設置業者等代理人による提出は可能ですが、郵送による提出を希望する場合は、事前に環境課へご相談をお願いします。（申請者と連絡が取れるようにしてください。）

表9 実績報告書の添付書類（共通して必要となるもの）

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
「2 補助対象事業」に記載されるすべての補助対象設備	(1) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し ※補助対象設備の導入をリースで行う場合は不要。 ・ 領収書の宛名は申請者の氏名となっているもの。 ・ 領収金額に補助対象経費以外の金額が含まれる場合は、補助対象経費の金額が確認できる書類を添付してください。請求内訳書等を任意様式で作成しても構いません。（補助対象経費の確認をしますので、「〇〇（設備名）一式」ではなく、設備本体、付属部品、工事費など、対象となる経費が確認できる内容としてください。） ・ クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジットカード払いによる支払を証明する書類（支払証明書）」 ・ 所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」 ・ リース契約による設備導入の場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書の写し等）

	(2) その他市長が必要と認める書類
--	--------------------

表 10 実績報告書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（カラー） ※普通紙に印刷したものでも結構です。 ・設置場所がわかるように壁面等も含めてください。 ・銘板（システムの型式、製造番号等が確認できるもの）を撮影してください。 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し ※次のいずれか1点 ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の出荷証明書（メーカーによっては納品書） ・メーカー発行の出荷検査成績表（検査日の記載があるもの）
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（カラー） ※普通紙に印刷したものでも結構です。 ・設置場所がわかるように壁面等も含めてください。 ・銘板（システムの型式、製造番号等が確認できるもの）を撮影してください。 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し ※次のいずれか1点 ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の出荷証明書（メーカーによっては納品書） ・メーカー発行の出荷検査成績表（検査日の記載があるもの） (3) 補助対象設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電設備を設置していることが確認できる書類の写し ※次のいずれか1点 ・売電明細書（売電額はゼロでも可） ・接続契約のご案内 ・保証書 ・特定契約締結に係る書類 又は 電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの） ・太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
窓の断熱設備	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（カラー） ※詳細は当資料の巻末に記載されている「別紙（平面図・立面図の提出方法）」にてご確認ください。 ※普通紙に印刷したものでも結構です。 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し ※次のいずれか1点 ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の出荷証明書（メーカーによっては納品書） ・メーカー発行の出荷検査成績表（検査日の記載があるもの）

	※メーカーが発行する製品の性能を証明する書類の写し 又は 出荷時にガラスに貼られているシールの写真でも可 (3) 窓の断熱設備の工事に着工する前日までに建築工事が完了している ことが確認できる書類 ※次のいずれか1点 ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に関わるもの）の写し 又は納税通知書：課税台帳には、1月1日時点で建築済みの住宅 が記載されるため、設置工事着工日の前日までに台帳に記載され ていれば既存住宅であることの証拠書類とすることができます。 ・検査済証（又は建築台帳記載事項証明書）：検査済証交付年月日 が設備設置工事の着工前の日付であること。なお、都市計画区域 害に建築された建物で、建築確認申請の義務がなく、検査済証が 発行されていない場合は、住宅供給公社が発行する住宅の工事完 了引き渡し証明書で代替することもできます。 ・写真：建築工事が完了していること（足場が取れていること）、 窓の断熱設備の設置工事が行われていないことが確認できるこ と。 ※登記事項証明書について 法務局への建物の登記は、建築工事が未完成の状態となされるこ ともあるため、住宅の建築工事完了と窓の断熱設備の設置工事着 工日が近接している場合には、登記事項証明書を証拠書類とする ことはできません。ただし、登記の日から窓の断熱設備の設置工 事着工日までにある程度の期間（概ね1年以上）が経過している 場合は、市町村の判断で証拠書類として取り扱って差し支えあり ません。
電気自動車、 プラグインハイブ リッド自動車	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（カラー） ※普通紙に印刷したものでも結構です。 ・保管場所において、その周辺を含み、車体及びナンバープレート が写っているもの。 ・ナンバープレートは、読み取れるように撮影してください。 ・車庫などで、車の全体が写らない場合は、その写真も別途必要で す。 (2) 補助対象設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電設備を設置してい ることが確認できる書類の写し ※次のいずれか1点 ・売電明細書（売電額はゼロでも可） ・接続契約のご案内 ・保証書 ・特定契約締結に係る書類 又は 電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの） ・太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置され ていることが確認できる写真 (3) 発電した電気を電気自動車等に充電できる書類 ※次のいずれか1点

	・保証書の写し ・充電設備の設置状況及び設置機器（本体及び銘板）が確認できる写真 (4) 自動車検査証記録事項の写し ※次のことを確認します。 ・所有者欄と使用者欄の住所氏名が申請者の住所氏名と一致 ・ローン契約やリース契約で、所有者欄に契約事業者の住所氏名が記載されている場合は、使用者欄のp住所氏名が申請者の住所氏名と一致 ・初度登録年月と登録年月日／交付年月日が同年同月であること (4) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることが核にできる書類 ※次のいずれか1点 ・V2H充放電設備の保証書の写し ・V2H充放電設備の設置状況及び設置機器（本体及び銘板）が確認できる写真
V2H充放電設備	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（カラー） ※普通紙に印刷したものでも結構です。 ・設置場所がわかるように壁面等も含めてください。 ・銘板（システムの型式、製造番号等が確認できるもの）を撮影してください。 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し ※次のいずれか1点 ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の出荷証明書（メーカーによっては納品書） ・メーカー発行の出荷検査成績表（検査日の記載があるもの） (3) 補助対象設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電設備を設置していることが確認できる書類の写し ※次のいずれか1点 ・売電明細書（売電額はゼロでも可） ・接続契約のご案内 ・保証書 ・特定契約締結に係る書類 又は 電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるもの） ・太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真 (4) 自動車検査証記録事項の写し ・要件となっている電気自動車等であることを確認します。
集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（カラー） ※普通紙に印刷したものでも結構です。 ・設置場所がわかるように壁面等も含めてください。 ・銘板（システムの型式、製造番号等が確認できるもの）を撮影してください。

	(2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し ※次のいずれか1点 ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の出荷証明書（メーカーによっては納品書） ・メーカー発行の出荷検査成績表（検査日の記載があるもの） (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し (4) (3) の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し ※一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合に限り必要。 (5) 表6において、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真
--	---

※実績報告書提出後、職員による設置状況（屋内・屋外設備）の現地確認を実施します。

平日に、設置又は導入した設備の確認に伺いますので、ご協力をお願いします。

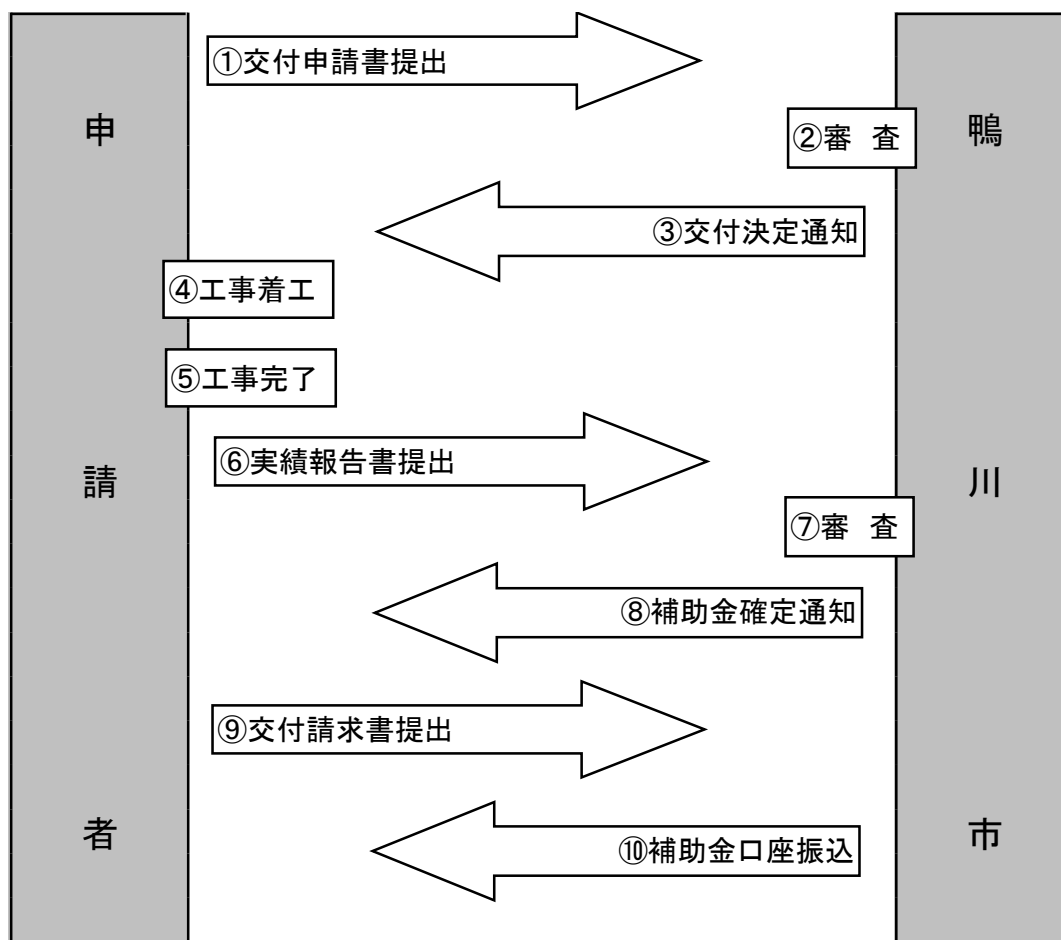
9 交付請求書の提出

- ・補助金交付確定通知書受領後、速やかに「鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第12号様式）」を環境課へ提出してください。
- ・補助対象設備の設置等をリースで行う場合は、「鴨川市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（補助対象設備の設置等をリースで行う場合）（第13号様式）」を提出することとし、「請求者」の欄は、リース事業者となります。
- ・実績報告書と一緒に提出する場合は、請求日並びに交付確定通知書の日付及び文書番号は空欄としてください。
- ・補助金の振り込みまで、1か月程度かかります。

10 注意事項

- (1) 申請者、工事/売買契約者、領収書の宛名、電気事業者との契約者、保証書の宛名、自動車検査証の所有者は、全て同一である必要があります。
- (2) 補助対象設備の設置効果等に関する資料の提出について依頼する場合がありますので、ご協力をお願いします。

11 補助金交付手続きの流れ



問い合わせ・書類提出先

鴨川市市民福祉部環境課
〒296-8601 鴨川市横渚 1450
鴨川市役所本庁舎2階
電 話 04-7093-7838
ファクス 04-7093-7856

別紙（写真の撮影方法）

□撮影方法

- ・必ず工事着工前と工事着工後の写真を撮影してください。
- ・対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。
※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、
 - ・工事作業中の写真も撮影する
 - ・新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影するなど対応頂き、設置が完了していることを証明できるように準備してください。
- ・工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- ・設置したすべての窓を撮影してください。
- ・設置した窓全体を撮影してください。
- ・カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの（机、棚、観葉植物等）は除いてから撮影してください。
- ・設置した窓の位置が分かるようにしてください（別紙（平面図・立面図の提出方法）をご参照ください。）。

別紙（平面図・立面図の提出方法）

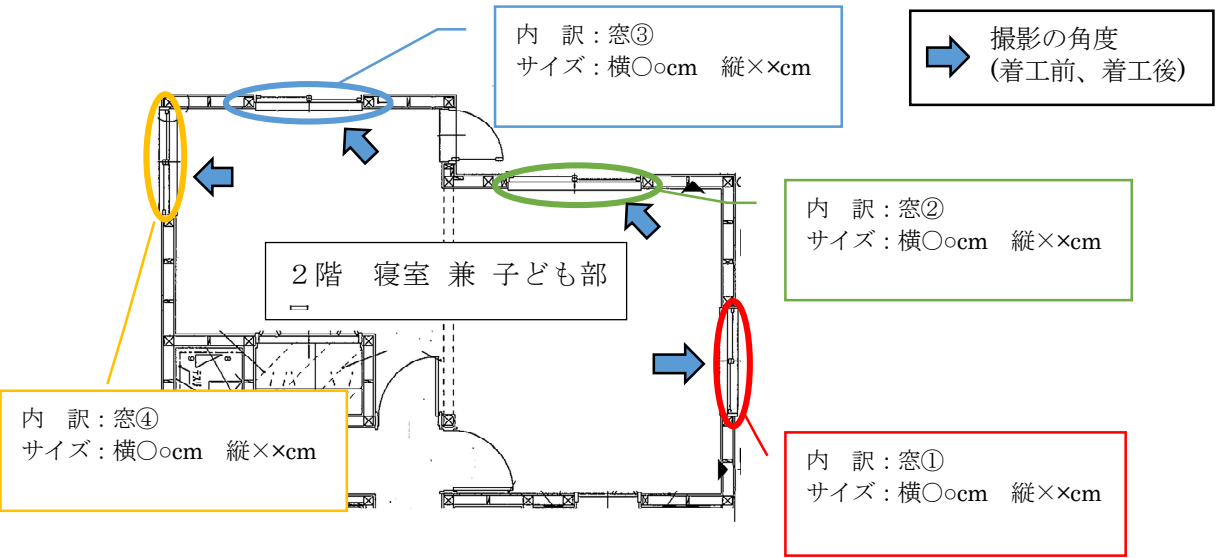
□平面図・立面図

- ・平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。
その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカー等をしてください。
- ・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

【工事請負契約書等の内訳】※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円

【平面図の例】



【立面図の例】

